

設備投資・販路開拓支援・経営環境整備について

(1) 設備投資・販路開拓支援

サプライチェーンの毀損や今後の事業継続性確保等に対応するための設備投資や販路開拓、IT導入による効率化などに取り組む事業者を優先的に支援します。

①採択審査での加点措置、②申請要件緩和：生産性向上や賃上げに係る 目標値の達成時期を1年間猶予、③遡及適用：交付決定日前に発注した事業に要する経費についても対象にするなどの措置がとられます。いずれも応募締切は3月31日（火）に1次締切。

ものづくり補助金：中小企業・小規模事業者が実施する設備投資にかかる費用の一部を補助

補助額 100万～1,000万円、補助率 中小 1/2 小規模 2/3

◆お問い合わせ：ものづくり補助金事務局（全国中小企業団体中央会）

<https://www.chuokai.or.jp/hotinfo/reiwamono0326koubo20200310.html>

TEL 050-8880-405（10:00～12:00／13:00～17:00 土日祝日除く）



持続化補助金：小規模事業者が取り組む販路開拓や生産性向上の取組を支援

補助額 ～50万円、補助率 2/3

<http://www.shokokai.or.jp/38/3800210000/index.htm#sin79695>

◆お問い合わせ：愛媛県商工会連合会 TEL：089-924-1103



IT導入補助金：バックオフィス業務の効率化等の付加価値向上に繋がるITツール導入を支援

補助額 30万～450万円、補助率 1/2

<https://www.it-hojo.jp/2020emergency/>

◆お問い合わせ：一般社団法人 サービスデザイン推進協議会



(2) 各行政からの通達・経営環境整備

<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf> (P17-20を参照ください)

<経済産業省からリース事業団体への支払猶予等の配慮要請>

・新型コロナウイルスの影響による中小企業等からのリースの支払猶予等のリースに関するご相談

<https://www.leasing.or.jp/>（公益社団法人リース事業協会）

「リース相談窓口」相談専用ダイヤル：03-3595-2801（お掛け間違いのないようお願いします）

受付時間【平日 10:00～12:00／13:00～16:00】

<下請配慮要請>

・新型コロナウイルス感染症により影響を受ける下請等中小企業への取引上のしわ寄せ防止のため、業界団体等(1,129団体)を通じて、親事業者に配慮を求める要請文が出されています。

不当な事例

- ・サプライチェーンの毀損等を理由にして通常支払われる対価より低い下請代金の設定を行わない。
- ・適正なコスト負担をともなわない短納期発注や部品の調達業務の委託を行わない、など。

◆親事業者から、不当な発注等を受けた場合の相談は、【[下請かけこみ寺](https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/)】0120-418-618 へご連絡ください。

全都道府県に設置された中小企業の取引上の悩みの相談に企業間取引や下請代金法などに詳しい相談員や弁護士が 無料で相談に応じています(秘密厳守)。

詳しくはこちら。

<https://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/> (下請かけこみ寺／中小企業庁委託事業)

◆愛媛県のお問い合わせは、(公財)えひめ産業振興財団となっております。 TEL 089-960-1102

<個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮要請>

<官公需における配慮要請>

- ①柔軟な納期・工期の設定・変更及び迅速な支払
- ②適切な予定価格の見直し
- ③各府省等の官公需相談窓口における相談対応

<下請 G メンによる実態把握>

・全国で 120 名の下請 G メンが中小企業を訪問し、取引上のお困りごと についてヒアリング。今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、取引状況の変化やその影響など実態を把握し、政府の対策に活用。ヒアリングにご協力いただける場合は、下請 G メンヒアリング担当までご連絡ください。

◆お問い合わせ：中小企業庁 取引課 取引調査班 03-3501-3649

四国経済産業局 下請 G メン ヒアリング担当 087-883-6423